

米国輸出・再輸出管理セミナー

米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security : BIS）の商務次官補、担当ディレクターが来日し、4月23日に在日米国大使館商務部主催で、米国輸出管理規制改革の状況についてセミナーが開催され、SJAC会員など約200名が参加した。その概要を報告する。

1. ケビン・ウルフ BIS商務次官補の講演 600シリーズ

2009年8月にオバマ大統領が米国安全保障を担保する輸出規制改革を関係省庁に指示したことを受けて、2010年4月にゲイツ前防衛大臣は輸出管理制度の改革を発表した。その目的は、NATOを含む同盟国との相互運用を円滑にさせる、ITAR（International Traffic in Arms Regulations : 武器国際取引に関する規則）コントロールの煩雑さのため同盟国が米国製品を排除することを防止する、米国管理官庁の担当官を重要案件に専念させるといったことである。輸出管理の中でも特に航空機関連部品は輸出の申請案件が多く、その事務処理の迅速さが求められていた。そのため、USML

（United States Munition List : 米国軍需品リスト）のうち従来どおり輸出許可を必要とするセンシティブなもの、その他NATOなど同盟国で使用するポジティブなものに区別し、後者を商務省管轄に移した。また、輸出品の内容、輸出国、受取人、使用目的等によっては輸出許可を不要とし、柔軟性のある運用が出来るようにした。EAR（Export Administration Regulations : 米国輸出規制）の対象品の中でセンシティブなCCL（Commerce Control List : 商務省規制品目リスト : 航空機・エンジンを含み通信、原子力など10分野が対象）の中に、USMLから移転したアイテムをECCN（Export Control Classification Number : 規制品番号）600シリーズとして組み込んだ。



講演の様子

許可例外

新たな600シリーズのアイテムは、カナダへの輸出・再輸出を除いて、原則、商務省への申請を必要とするが、許可例外の条件を満たせば申請は不要となる。その条件の代表的なものとして以下の品目がある。LVS(Limited Value Shipment)は、年間12回までに限られるがいわゆる安価な部品である。TMP(Temporary Imports, Exports Reexports)は、見本、展示物、修理・テスト部品などの海外米国企業の活動に必要で1年以内に返送されるものである。RPL(Repair & Replacement)は、修理部品と補用部品で、性能向上させずに1対1に交換されるものである。GOV(Governments)は、米国政府あるいは政府関係者が米国外で活動するのに必要な物資である。TSU(Technology and Software Unrestricted)は既に承認された技術やソフトのコピーである。なお、600シリーズを含むEAR対象品全般には“許可例外STA(Strategic Trade Authorization)”と呼ばれるものがあり、最終使用者がNATOや日本、ニュージーランド、韓国など36カ国の政府で、米国での試験のためその製品が米国に返送される、既に輸出許可が得られているなどの場合には、許可例外が適用される。これは防衛輸出に関する同盟国とのサプライチェーンを有効に機能させることを目的とし、特に共同開発などで製品や部品が試験のために米国に戻ってくる場合など、開発期間の短縮につながるなどのメリットを狙っている。

運用状況

600シリーズの運用状況であるが、航空関係では、昨年10月に航空機およびエンジンがそれぞれ9Y610、9Y619として発効された。この2件は特に輸出許可を求める申請が多かったために急いで立案されたものである。USMLでは航空機とエンジンは同じ項目に

あったが、エンジン関係の内容が多いため600シリーズでは別項目としている。引き続き2014年中に発効するものとして、Launch Vehicle/Missile(ロケット/ミサイル)、Explosive/Propellants(火薬物/推進薬)、訓練機器がある。なお、小火器、大砲、弾薬、管制火器、暗視装置、毒物、直接エネルギー兵器は国務省案件のUSMLのままとし、当面600シリーズへの移管は考えていない。

事前チェック

実務として輸出許可申請が必要か不要かのチェックは、まず、国務省のUSMLのチェックを行い、そこに記載が無い、あるいは、Specially Designed(特別設計)などに該当しなければ、商務省のCCLのリストに移り、600シリーズのチェックを行い、該当がなければ輸出許可を申請する必要はない。例えば、F35のステルス機は高度軍需品の扱いであるためUSMLとして許可申請が必要だが、F16はステルス対応でないためUSMLには該当しない。また、“特別設計”については解釈が政府、企業の間でまちまちであったが、BISウェブサイトには30件から成る質問/回答形式のガイドラインを公開し、それぞれで判断できるようにしている。例えば、燃料ポンプでは民生用のポンプと異なり、軍需用として吐出圧力が高い仕様になっているものは特別設計として扱われ、商務省への許可申請が必要となる。

再輸出

米国製の部品を組み込んだものを第3国に輸出する再輸出では、ITAR規制品は廃却されるまでトレースされるが、600シリーズの案件では、EARの管轄下にあるものの、完全なトレースは求めている。それは、再輸出の際に許可申請が不要となる緩和条件を用意しているからで、品目ごとに仕向地、用途、金

額などに対し定められており、条件がととのえば申請が不要となる。主なものとして、Deminimis（デミニミス）があり、米国原産品の全体価格に占める割合が基準値（25%）以下であれば申請不要である。なお、中国、北朝鮮、ソマリア、アフガニスタンなどITAR126.1に定める国や、エンジンの高温部品、高性能コンピュータ、暗視カメラなどは適用外となる。

なお、商務省管轄として600シリーズが特設されたが、中国が軍事的に最終利用者となる場合、輸出は一切認めない方針に変更はない。

2. アレックス・ロペス BIS 不拡散・条約順守室ディレクターの講演

輸出申請のやり方として、オンラインでのSNAP-R（Simplified Network Application Redesign：<https://snapr.bis.doc.gov>）を紹介した。企業の担当者を登録する必要があるが、輸出申請、再輸出申請のほか、品目分類などのチェック、審査状況確認、最終ライセンス証の取得などが可能になる。昨年25,000件を受理したが、約15%の案件はライセンス不要と判断され、約85%にはライセンスを与え、許可が下りないものはわずか0.3%であった。プロセス処理として、商務省が受け取って9日以内に仕向地、ECCNなどのチェックを行い国務省、防衛省など必要な関係部門に転送する。次の部門では30日以内に結論を出すべく努力をしているが、商務省、国務省、防衛省で見解が異なる場合、別途設けられた委員会に審議を求めることもあり、時間がかかる場合がある。しかし、検討が長引く案件は少なく、現在は平均28-29日で処理ができるようになった。

みなし輸出とは、EAR対象の技術データやソースコードを外国人に米国内で渡すことで、外国人の本籍の国に輸出することと同一

であると思なす考え方である。米国人や、米国民権を得ているものには適用されないが、中国生まれでカナダ国籍の場合はカナダ人とみなして扱い、データの開示に当たっては輸出申請を必要とする。また、みなし再輸出とは、米国以外の第3国地で技術移転などが行われることを指す。みなし輸出の防止にはメール発信の権限、職分によるアクセス範囲の特定などを実践する企業トップのリーダーシップが必要で、TCP（technology Control Plan）を各企業が持つことを勧めている。

国別の禁輸、制裁状況として、中国に対してはキャッチオールシステムが適用され、リストによる規制品の他、輸出品が兵器製造などに使われることを知った場合、あるいは、政府から連絡を受けた場合、許可申請が必要になる。キューバ、北朝鮮とシリアには食糧、医療品以外は原則禁輸で、イランとスーダンには財務省が管轄し、広範な管理と制裁を行っている。

3. ケビン・カーランド BIS 執行分析室ディレクターの講演

同氏の所属する部門では、関連下請け業者も含めてコンプライアンスを周知させること、輸出実態の評価の他、日本の税関が行っている不法輸出についての査察、輸出差し止め、刑罰などの執行も行っている。ここでの活動で得られた不法輸出を防止する方策として、次の紹介があった。最終ユーザーが何者か明らかにさせるため、登記などの証明書を求めること、ホームページのチェックを行うこと、SNSなど新たなメディアによる情報収集を行うこと、輸出管理に実務を理解させること、許可／規則などを文書により提示し、その承諾を文書でもらうこと、現地での実態調査をすること、などが有効であると説明した。

4. 所感

航空機とエンジンはその輸出申請案件が多いため優先順位を上げて商務省が法制化し、既に昨年10月から運用している。その運用が始まって半年というタイミングでの講演会であった。USMLの防衛省管理品を商務省の600シリーズに移管する際に、仕向地、品目、その目的などに制約条件を設け、合致すれば輸出申請を不要とし、同盟国への輸出を促進させている。日本から見ると、防衛省向け部品の補用部品の入手にその都度輸出申請が必要であったものが、その輸出申請が不要となる

ことから部品の入手が迅速になるものと期待される。今回の参加者は航空宇宙関係者が多く、質問は主にSJAC会員企業からなされた。実務の上で困っている案件に対し、丁寧な回答が得られた。また、翌日には個別に企業との会議が用意され、米国商務省がこの輸出管理状況を知らしめることに力を入れていることが伺えた。今後も米国輸出・再輸出管理の成り行きを注視して行きたい。なお、詳細についてはwww.bsi.doc.govおよびwww.export.gov/ecrを参照願いたい。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 国際部部長 板原 寛治〕